

早島町職員の福利厚生事業の状況について

早島町では、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定に基づき、職員の相互共済と福利厚生増進を図るため、岡山市町村総合事務組合（一部は岡山県教育職員互助組合）に加入し、給付事業・福利厚生事業を実施しています。

【岡山県総合事務組合ホームページ】 <http://www.okayama-choson.jp/>

平成29年4月1日現在の福利厚生事業の状況を公表します。

